# 「命のカプセル」の導入を

公明党
**木村　晴恵**

**町　長**　A　24年度予算編成で検討

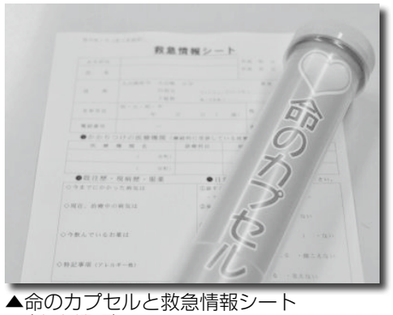

▲命のカプセルと救急情報シート（大山崎町）

問　万一に備え、必要事項を記した紙を冷蔵庫で保管する「命のカプセル」は、全国で広がっている。本町においても導入すべきである。

答　非常に有用な手段の一つであると認識。カプセルの配布については、平成24年度予算編成の中で検討する。

## Q 津波避難ビルの確保を

**町長**　A　**避難場所などの再検討を行う**

問　3・11震災後住民の皆さんは、同じような規模の津波が来たらどうしたらいいのかと不安をもっている。緊急対策として民間企業や高い建物などを一時避難場所として指定できないか。

答　国の中央防災会議の検討結果により播磨町地域防災計画の見直しを行い、避難場所などの再検討を行う。自治会、自主防災組織などと連携をとり、安全の協議を進める。

## Q うつ状態の早期発見を

**枡田理事**　A　**自殺予防対策連絡会を設置**

問　本町の自殺対策（うつ病対策）の取り組みは。

答　うつ病についての知識、相談窓口、情報などを記載した自殺予防啓発パンフレットを全戸配布した。

問　早期発見をうながすため、手軽に心の健康をチェックできる「こころの体温計」を町のホームページに導入できないか。

答　各グループなどで構成された自殺予防対策連絡会で検討したい。

# 産廃問題の責任は

無所属
**山本　雅之**

**三村理事**　A　今後の対応を協議中

▲テルペン跡の憩いの公園

問　なぜ当初の調査で産業廃棄物が発見できず、町が処理費用を負担する事態に陥ったのか。

答　産廃出土は予期しておらず、日本テルペン化学㈱は協議書に基づき責任はないと主張。弁護士と今後の対応につき協議中である。

問　未調査・未改良の所まで、この協議書は効力を有するのか。

答　そのあたりの責任が、おそらく争点になっていくと考えている。

問　近隣の方が知っていた工場内の「ゴミ捨て場」について、テルペンから説明もなく、土壌改良の対象にもしなかった。これは隠匿行為で、責任追及できるのでは。

答　現在も弁護士と協議中、一つのポイントになると助言をもらった。

問　契約以前に、地域の聞き取り調査はしなかったのか。

答　そのような記憶はなかったと思う。

問　そこに過失責任は。

答　（木村理事）当時、主にやっていた方は、周囲の聞き取りをし、テルペンも過去の分について聞き取りを行ったと記憶している。

**その他の質問**

▼次年度予算編成は

▽外部評価実施

▽公共施設駐車場の賃貸料見直し

▽補助金見直し

◎文中「協議書」とは、平成17年に町とテルペンが土壌改良に関し取り交わしたもの。これによりテルペンは、清算終了と主張している。



# 町内の環境美化は

新政会
**奥田　俊則**

**枡田理事**　A　まちをきれいにする条例で対応

▲草が繁茂し、ごみが散乱する側溝

問　幹線道路や町道の環境美化は。

答　町道は、道路清掃車により清掃を行っている。

問　県道の側溝は。

答　住民からの連絡があれば県に伝える。

問　要望による対応は。

答　管理者が管理するのが本来であり、県の管理地は県の判断次第である。

問　町の窓口の一元化は。

答　どのグループでも対応する体制をとっている。

## Q 健康いきいきセンター設置・管理条例改正は

**枡田理事**　A　**条例は改正しない**

問　条例で定めている休館日に子ども水泳教室を開いているが、条例を改正すべきでは。

答　管理者の自主事業として部分使用を許可している。5年の管理期間もあるので、改正はしない。

問　管理監督責任は。

答　指定管理者である。

問　事業主の管理責任は。

答　指定管理者が対応できない場合は、町と協議しながら対応する。

問　子どもがプールを利用するのは危険では。

答　実施条件で安全確保の上使用許可をしている。

問　プールの衛生管理は。

答　施設の安全管理、衛生管理に伴う設備主任を配置して、施設対策を順守して対応している。

## Q 若者が企画している50周年事業は

**町長**　A　**正式な要請はない**

問　町内の屋台を持ち寄る企画に支援できないか。

答　正式な要請はないので、今はお答えできない。

## 請願と陳情

町政について実現してほしいことなどを議会に要望する制度として請願・陳情があります。

請願の場合には議員（１人以上）の紹介が必要で、本会議や常任委員会などで慎重に審議・審査した後、結論を出します。陳情は、議長が審議する必要があると認めた場合、請願と同様の取り扱いをします。

**▶提出方法**　Ａ４・縦長の用紙に邦文を用いて、提出年月日・住所・氏名（法人の場合には、その名称と代表者の氏名）・件名・趣旨などを明記し、氏名の右側に押印のうえ議長あてに提出します。書式は、播磨町議会ホームページからダウンロードできます。

**▶提出時期**　随時受け付けをしていますが、定例会の開会前に行われる議会運営委員会の２日前の午後５時までに受理されたものは、原則としてその定例会で審議します。

＊受理された請願書と陳情書の記載事項（請願者と陳情者の住所・氏名・印を含む）は、議会の公文書として情報公開の対象となります。

**【請願書の記入例】**　（A4版・縦）

平成　年　月　日

播磨町議会議長　○○○○○　様

○○○○○についての請願書

（請願者）
住　所
氏　名　　印
（紹介議員）
氏　名　　印

※陳情書の場合は、紹介議員の記名・押印は不要です。

１　件　名

○○○○○○○○○○に関する件

２　請願の趣旨

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

**→記入の仕方など詳しくは議員または議会事務局へ**